

食料・農業・農村政策審議会 甘味資源部会概要

【日時】平成21年8月28日（金）10：00～11：35

【場所】農林水産省第1特別会議室

【出席者】委員：荒蒔委員、甲斐沼委員、玉沖委員、林（良）委員（部会長）

臨時委員：赤松委員、秋岡委員、阿南委員、有田委員、上江洲委員、小笠原委員、近藤委員、永井（司）委員、久野委員、前田委員、三浦委員

事務局：本川生産局長、小風生産局審議官、天羽生産流通振興課長、酒井砂糖類調整官、生産流通振興課課長補佐（高橋、阿部、後藤、細川）

- 議 事： 1 開 会
2 生産局長挨拶
3 部会長の選任
4 平成21砂糖年度に係る砂糖調整基準価格及び平成21でん粉年度に係るでん粉調整基準価格について
5 閉 会

概 要：

冒頭、本川生産局長から挨拶が行われた後、部会長の選任が行われ、委員の互選により、林（良）委員が部会長に選任された。

引き続き、林部会長の議事進行の下、天羽生産流通振興課長から砂糖及びでん粉政策をめぐる現状と課題について、本川生産局長から平成21砂糖・でん粉年度の調整基準価格（案）に関して、それぞれ説明があった。

調整基準価格（案）の内容については、

- ① 平成21砂糖年度の砂糖調整基準価格については、（独）農畜産業振興機構の累積赤字が膨らんでいることを踏まえ、累積赤字の解消方策を検討することとし、現行のまま据え置く方針
- ② 平成21でん粉年度のでん粉調整基準価格については、砂糖のような特殊事情がないことから、昨年度にはエネルギー価格上昇に伴う物価修正を行ったところであるが、今年度は最新の物価指標を用いて、粛々と計算する方針

である旨の説明があった。

その後、委員による意見交換が行われた。その意見交換の概要以下のとおり。

荒蒔委員：意見というより質問なんですけど、これだけの累積赤字に対してどう今後解消を図るかということ、まず単年度の数字をある程度見通しをつけることと強調されておりますけど、その辺については実体と政策というものの、ギャップというものをどのように矯正されるのか教えて頂ければありがたいです。

天羽生産流通振興課長：先ほど局長の説明にもありましたけれども、制度の収入と支出のバランスというのにつきると言いますか、当たり前の話なんですけど

ど、従いまして同義反復になりますが、入ってくるお金、単価をどういうふうを設定するのか、それから、出ていく生産者なり、製造事業者への単価をどのように設定していくのか、今年は3年固定としてきた生産者への交付金の単価を見直す時期でもありますので、併せて議論をしていくような形にもっていきたいと考えているところであります。

荒蒔委員：今の考え方も分かるのですが、要するに、長期的にこういう累積赤字が増えてくるという構造というのが原因としてあってですね、それは簡単に単年度では変えられないということなんですけど、多分お米なんかも似たような構造がある訳ですけども、政策的にどういう風に持って行くか、というところも、基本路線というものがこれから論じられていかなければならないと感じております。

林部会長：ありがとうございます。続きまして甲斐沼委員よろしく申し上げます。

甲斐沼委員：私の方も質問になりますが、今後貿易の自由化等が予想されるなかで、資料の最後の方にございましたけども、WTOとかEPAといった事で問題が発生するかと思われまます。資料ですと、2倍とか7倍とか価格差があると、こういった事に対して今後どういう風に（価格を）下げていくのかということと、荒蒔委員と同じ質問ですが、価格の調整で政府の支出が増えていくと、こういった事を避けていく必要があります。それに対しての考えをお聞かせ下さい。後もう一点、先ほどの資料で見ますと、北海道については、ばれいしょ農家の割合は全体の27%という事なんですけども、沖縄とか鹿児島については、74%とか77%程度の農家が（さとうきび栽培に）従事されているという事で、価格の変動とかありますと、その地域全体の影響が大きいと思います、温暖化の影響なども言われておりました、その地域で気温が変わると生産量についても影響を及ぼすのではないかと懸念されます。また、前回の時に台風に強いから植えているとのご説明でしたが、今後異常気象とか台風も増えていく中で、もう少しバランスよく他の産業とか他の生産、台風に強い品種や作物を植えていくとか、そういった方向への模索をされていく必要があるのではないかと感じておりますので、そういった事についてご意見を頂ければと思います。

林部会長：後でまとめてお答えいたします。続きまして玉沖委員申し上げます。

玉沖委員：私も両委員と同じ意見でございますので、問題提起ということで発言させて頂きたいと思っております。

私は沖縄県庁に出向しておりました、現場でこの制度がどんな機能を果たされているのかという事を肌身にして参りましたので、とても重要であり現場にとっては必要な制度だということは重々承知しております。制度全体の運用が難しくなっている今、やや制度疲労に入っているのでは、と感じております。

今まで講じられてきた対策も功を奏していたり、また、運用上必要なの

かもしれませんが、今後、多様な方面からこの制度について、関係者全員で考え直していかなければいけない局面とそのタイミングを迎えたのではないかと思います。

そういったことの議論が、この会議からなのか、近いうちなのか、あるところでスタートを切って行かなければならないと感じております。

林部会長：ありがとうございました。赤松委員どうぞ。

赤松委員：数字については、選挙があり今後政権がどうなるのか分からない状況の中で、据え置きという判断については、私はそれでいいと思います。

今までいろんな問題提起がありましたように、この調整制度をもう一度みんなで考えなければならぬとは思っています。

資料3の7、8ページにさとうきび及び砂糖についてのデータがありますが、先ほど意見がありましたとおり、栽培農家の7割以上の方が、さとうきびで生計を立てているわけで、現在新しい制度が3年間の暫定的な期間の中で行われていますが、これで今みんなやる気を出して、やっとさとうきび生産量が、以前の数字までは行ってはいませんが、戻って来ている状況であり、我々としては非常に喜ばしいことだと思っておりますが、先ほどの財源の問題との板挟みの中で、心苦しく思っているところであります。

ただ、南西諸島、沖縄も含めまして一番の基幹作業でありますさとうきび産業は、どんな事があっても守って行って頂きたい、守って行かなければならないと私は思っています。今後とも是非よろしく願います。

林部会長：ありがとうございました。秋岡委員どうぞ。

秋岡委員：皆さんおっしゃっているように制度的な議論も必要だと思いますが、今回は時間も限られていますし、ご提案のとおりでいいと思います。

この政策は地域の農業振興というだけではなく、もうちょっと広い地域振興としての政策といったの意味も大きいので、少し中長期的な視点に立って、(さとうきび生産等の農業に)携わっていらっしゃる農業者の方の高齢化などの問題であるとか、あるいはこういう分野に投機的な資金が入ってくると、将来的に砂糖が適正な価格で日本国民に手当てできるのかどうかといった大きな問題にもなりますので、どこかで一度長い目での議論が必要かと思いますが、今回は提案のとおりでいいと思います。

林部会長：ありがとうございました。阿南委員どうぞ。

阿南委員：今回はこのような形で決めるのはやむを得ないかと思ったのですが、今後早急にこの施策、支援の構造自体を考え直していく必要があると思います。今後貿易の自由化は避けられないですし、現在は輸入によって調整金を得て、それを財源にしているわけですが、この仕組みでは国内産糖が増産されれば、それは(収支という観点においては)困るわけで、そこには矛盾があります。自給力をアップしようと考えれば今の仕組みでは困る訳

です。このようなことはおかしいので、構造自体を考え直す必要があると思います。

2 ページには価格差について述べられていて、消費者は現在170円/kgで買っているとの事ですが、もし私達が輸入砂糖をそのまま買うとしたら70円で購入できるということです。ですから、その辺の矛盾をちゃんと消費者に明らかにするというのが必要だと思います。また国内の砂糖農家が産業としてきちんと力を持っていくためには、コスト削減などの努力も必要ですが、(資料3の) 4 ページで見ますと、規模拡大は進んでいると思います。多分これは法人化ですとか共同とかも含めているかと思いますが、こうした努力をもっと促進して、それなりの競争力をもった産業に育てていくというのが、必要だと思います。そして、そのための支援は国民に見える形で、税金から支援する仕組みなども含めてハッキリと作るべきだと思います。

林部会長：ありがとうございました。有田委員どうぞ。

有田委員：私どもの業界は国産でん粉、コーンスターチ、アジアからのタピオカでん粉、こういう三つの原料を使って異性化糖を作っておりまして、この異性化糖が砂糖の行政とも絡んでいると、こんな業界でございます。

今回の砂糖とでん粉の調整基準価格案につきましては、こんなところでやって頂くのがいいのかな、とっております。

引き続き、砂糖の調整金の不足という問題につきましては、9月以降の議論に参画していきたいとっております。同時に、私どもとしては、国産でん粉を積極的に使っているのですが、一方でコーンスターチ、タピオカという流れの中でいきますと、製品の性格上、私どもの団体ではコーンスターチよりもタピオカが欲しいという会社が多いものですから、現在のタピオカの枠を増やして頂き、アメリカ一辺倒ではなく、東南アジアからの輸入を増やしていきたい。こういう事を毎回話してはいますが、今回も引き続きお願いをしたいと思っております。

林部会長：ありがとうございました。上江洲委員どうぞ。

上江洲委員：本日の調整基準価格については、異議はありません。これでいいと思います。調整金収支を改善し、長期に安定した制度に持って行くためには、抜本的な改革が必要だと思います。ただ、その際をお願いしたいのは、国産の甘味資源作物、特にさとうきびは規模が非常に零細でありますので、これの生産量を減らさない方向での検討をお願い致したいと思います。さとうきびにつきましては、地域社会を支える重要な作物となっております。また農業面につきましても南西諸島の夏場の強い日光や高温から、土壌を葉っぱで覆うことによって有機物の分解を防いで、また、さとうきび自身が有機物を供給するような作物でありますので、それで土壌保全とか地力の維持がなされております。したがって、他の作物について農業を続けるについても、さとうきびは重要な作物だという位置づけで、制度の見

直しでは生産量を減らさない方向で、南西諸島の農業を守るという観点で、農業を守るという事は国防、国土保全といった国益にも資するという考え方ですね、この制度の見直しが必要だと思いますので、その方向で行っていただきたいと思います。

林部会長：ありがとうございました。小笠原委員どうぞ。

小笠原委員：北海道の状況につき2、3点ご報告したいと思います。まず、調整基準価格につきましては、このとおりでよろしいかと思えます。

北海道のてん菜でございますけれども、去年と今年は「激変」という事でございますと似たような状況にあります。去年の場合は、肥料の高騰、原油価格の高騰等により、製糖需要品等が随分上がったのでございます。これがてん菜糖を作る時、あるいは、てん菜の育成等々につきまして相当影響を被ったということでございます。今年はどうかといいますと、原油代の方はまあまあ下がってきていますが、ビートだけでなく北海道の農作物全体がそうなのですけれども、当初から見ますと、4月には大雪が降り、その次に雹が降りました。その後に相当強い風が吹きまして、6月の末から今もそうなのですけれども、雨が相当降りまして、ところによっては去年の十倍の雨が降っております。去年は雨が少なかったのですけれども、天変地異と申しますか、異常気象の影響が農産物の生産にもろに出ております。皆さんご承知のとおり北海道農業の場合は、特に畑作の場合には毎年交互にばれいしょを作ったり、あるいはてん菜、あるいは小麦、大豆等をぐるぐる回していますけれども、今年は全部悪くて非常に難しい状況になっております。てん菜糖を作るときにどのように影響するか、非常に見通しが難しい状況にあります。通常8月の末になりますと大体（収量等が）見えてくるのですが、今年は非常に見えにくい状況になっております。エタノール向け糖液の供給についても不安。北海道では、一番先に小麦の収穫が始まったのですけれども、収量においては2割の減、品質においては（等級が悪く）1等は取れなかった、質・量とも悪いと聞いております。トウモロコシ等々も非常に悪いと言われております。こういう状況をご理解して頂きたいと思えます。

林部会長：ありがとうございました。近藤委員どうぞ。

近藤委員：2つ質問と、1つ意見を申し上げたいと思えます。

極めて基本的な質問で恐縮ですが、在庫期間という言葉がありますが、砂糖の在庫しておくべき適正な年数はどの位なのか、これは財政解消などにも関わってくるかと思えますので教えて頂きたいと思えます。3ページに需給逼迫、高騰云々とありますが、その他の資料で見ますと、先進国は砂糖の需要が減ってきていると、それで消費量は世界的にどれ程伸びてきているのかな、と。3ページの資料ですと159.4百万トンから165.9百万トンに伸びています。生産量は169.9百万トンから159.6百万トンへと減っていますけ

れども、これは自然災害で砂糖の生産量が減っているとの話ですけれども、需要も将来的に世界的に減るのか増えるのか、例えば後進国ではカロリー摂取のために、砂糖が今後増えていきそうなのか、その辺の情報を聞かせて頂きたい。輸入の砂糖が今後どのくらい入ってくるのかイメージとして使うのに、今後の財政解消の事について参考になるのではないかと思います。3つめは意見なんですけれども、他の委員の方々が申し上げましたとおり、地域の振興の問題と甘味資源の価格の問題はどこかで切り離して検討していかなければならないと思っています。食卓では砂糖は楽しい甘い物として、直接食品というよりは、補助的な品目と思っていますけれども、何回か甘味資源の委員会に参加させて頂きまして、自給率の単なるアップだけでなく、米と同じように甘味資源とは非常に人間にとって最終的には極めて重要な品目である、ということをしっかり認識して、この問題を検討していかないといけないのかなと思います。

それにしても、地域振興の問題と絡めていくと消費者の理解が得られないところが出てくると思いますので、しっかりその辺の議論は必要かと思っています。

林部会長：ありがとうございました。永井委員どうぞ。

永井委員：提示頂きましたでん粉に関する調整基準価格については、この数字でいいと思います。

まず、先ほど課長の方から17ページ、砂糖でん粉の制度について説明がありましたけれども、でん粉につきましては国庫の支出はありません。この点だけはハッキリしておきます。でん粉の制度については、主に輸入トウモロコシから徴収した調整金を、北海道、鹿児島のはれいしょでん粉、かんしょでん粉に交付金として渡すということで収支を何とか均衡させようとやっています。初年度は色々な問題があり赤字になりましたけれども、出来るだけ早めに単年度収支を黒字にもって行きたいと考えております。

次に、砂糖につきまして先ほど制度改正を考えておられるとの事ですが、2、3点申し上げたいと思います。

まず第1点は、異性化糖に対する調整金ですが、私どもが何度も申し上げているのですけれども、果たして異性化糖の調整金というのは正当化されるのかどうかの問題があります。非常にアンフェアだと思います。異性化糖の原料はでん粉ですけれども、でん粉の原料のトウモロコシには、ここに出ていますように、制度が変更されて抱合せから、今は輸入の際に調整金を払っているわけです。そこから出来た製品の異性化糖から調整金を取るということは二重の調整金になります。それも、他の調整金は輸入関税に変わる調整金ですが、これは内国調整金です。単なる国内取引に対して調整金を掛けている、これは非常におかしいのではないかと思います。例えば国内取引で言えば、高甘味度甘味料については、アスパルテーム、スクラロース、エリスリトールなど、今ものすごく大量に出回っています。これに対して農水省は何も手を打っていない。非常にアンフェアです。この点の調整についてもどう考えるのか、ハッキリして頂きたい。更に、異

性化糖というものも1974、75年位から日本に本格的に導入された訳で、もう35年以上たっています。当初は確かに砂糖の代替物とされていましたが、甘味の特徴などが砂糖と違っており、ユーザーの方々の考え方もかなり変わってきております。その為、砂糖の代替ということで調整金を取るのが本当に妥当なのか問題です。まず異性化糖に関する調整金について申し上げました。

第2点目ですけれども、砂糖の制度はこれだけ赤字が出ていることから、制度自体が疲弊しているのは明白ですが、当初この制度を設計した時にどのように考えておられたのか、北海道、鹿児島、沖縄での産糖量はいくら、それから精製糖はいくらという事を前提にして制度設計されたのか、それと比べて現在どのような問題になっているのか、どこがおかしくなっているのかを整理して明示して頂きたい。そうしないと、この制度の問題点もわからないし、これだけの赤字が出ている一方で、一体どこが利益を受けているのかが分からないと思います。これをハッキリ出して頂きたい。その上でそれをどうしていけばいいかを議論しなければならないと思います。先ほどから、色々な委員の方々が言うておられますが、地域振興として北海道や沖縄、鹿児島で国産糖を作れということですが、沖縄、鹿児島でサトウキビから砂糖を作れば、1万トン増えれば、20億円の調整金が増える訳です。果たしてこれがいいのかどうか。部分最適が、全体最適になっていないという、合成の誤謬の典型です。単に収入を増やす、あるいは支出を減らすというパッチワークではなくて、抜本的に生産形態から変えて行かない限り、この問題は解決していかないのではないかと思います。以上です。

林部会長：ありがとうございました。久野委員どうぞ。

久野委員：今永井委員から非常に厳しい意見が出まして、まあそのとおりではないかと思っておりますが、今後は冷静に対処していかなければならない時が来たのではないかと思います。政権が交代するとかしないとかそういう問題ではなくて、やはりこういう問題については、継続的に、建設的な政策を展開して行かなければならないと、私は思っているからであります。

元々消費税という問題がございまして、しつこく申し上げますが、明治8年、とにかく日本の財政確立を実現しようと、その中で、30品目くらいあった訳ですが、その中で選ばれたのが、菓子と醤油であったわけです。確かに明治8年においては、菓子とか醤油は日本における貴重品として消費税を掛けるのを目的としては妥当性があつたかどうかは別問題といたしまして、その製品から（税金をとるしか）なかったのではないかと思います。

それを廃止するために、菓子業界の人は、交通のアクセスが今のような状況ではないので十年間かかっているのですね、それで明治18年に菓子税というのもなくなくなった訳ですが、それから砂糖に貴重品として消費税が課せられてきた訳であります。それからずーっとですね、国の為というかそういう事で大きな消費税と言いますか、砂糖はそれほどですね、高い製品

でないにも関わらず、貴重品として大変な消費税を課せられてきたと、これが戦前の歴史だと思います。それを戦後もまた引き継いでですね、砂糖についての一般消費税を掛けるとともに、併せてですね、昭和31年ですか、日本の所得税が150億円減収となったと。国会の議事録の中に大蔵省と農林省と全ての国会議員の方々が議論して、どこか儲かっている産業はないか、砂糖屋が一番儲かっていると。砂糖屋から150億円の税金を改めて一般消費税の他に特別取るべきだという事ですね、関税名目で、砂糖の、言うなれば消費税を、新たに関税という名で取ってきた訳です。それは1キロ当たり42円50銭。これを30年間砂糖業界は背負ってきた訳です。私は大蔵省の役人にも申し上げましたが、目的を失ったのに、30年間、これを継続していたということは、私はいかがかと思うと。極端に言うとは、欺罔行為という事になると思います。

その後日本の経済が高度成長して、所得税も税収が増えてくる中では、適切な形で42円50銭を無くさなければいけなかったと。これを私は主張したかった訳です。その節ですね、この問題と、この砂糖制度について、自民党の国会議員、あるいはその他社会党も含めてご説明を申し上げましたが、誰も分かっていなかったという事なんですね。やはり、そういう事の背景をきちんと理解して頂く本当の政治家が必要だと、その時痛切に感じました。そういう事ですね、それを廃止するのに30年間これを持ってきた訳ですね。砂糖の内外価格差があって消費が伸びない、従って、これを無くすのに私の方が問題提起してやるのに6年かかりましたね。6年の間に42円50銭をゼロに出来たんですよ。それくらいですね、砂糖が貴重品として大変な貢献をしていることと、矛盾の中で砂糖が取り扱われているという事をご理解を願いたいと思います。

そして、その政策の変化として、この糖価調整制度が出来上がった訳です。そして糖価調整制度の中で、課徴金としてですね、徴収するものをですね、沖縄、鹿児島、北海道のですね、この農業政策の振興に使ってきたという事であります。現実段階と致しますと、調整金で集める金額で9割も助成しているという事であります。これが妥当かどうかという問題は別問題に致しまして、この法律を作った時の役所の局長さん、大蔵省の局長にもお聞きしましたが、誰も儲からないようなシステムにこの制度設計をしたと、農家の人の、あるいはビートを扱う人のメーカーもそれぞれ余り儲からないようなシステムとしてこれを構成するとともに、さとうきび、砂糖大根の振興を考えてんだとおっしゃっておいりました。よくこれがですね、30年以上続いたものだと思っておいります。これはですね、消費者の方々がそれだけの砂糖をきちんと、中身は分かっていませんが、買って頂いた結果だと思っています。消費者の方々、あるいはユーザーの方々、大多数の方々が、砂糖の制度がこうなっているのだと、この中において、これが日本の砂糖大根、サトウキビを含めた地域の産業の育成に役立っているのだと、これを理解している人はほとんどいないと思います。仮に民主党が政権を取ったとしても、この中身を理解している人はほとんどいないんじゃないかと思っています。

そういう面ですね、今後この制度をどういう形でやって行くかについ

では、それぞれが冷静に物を考えて対処していくことが今こそ私は必要な時に来たのではないかと思います。当然、北海道のビート大根は、北海道の農業経済、輪作体制の中では重要な役割を果たしております。またさとうきびについても鹿児島離島、沖縄離島においては重要な地域産業だと私は確信しております。残念ながら、日本の環境の中ではなかなか競争力を持って国際的に対抗出来ない、という状況にある事は事実であります。そこをどういう形で本質的な理解を行って、今の制度を継続していくのか、あるいは継続していく上で、どういう矛盾と問題点を持っているのか、そして、この赤字解消をどういう形で食い止めるのか、食い止めないのか、どういう形で処理するのか、これを明確にしなければならない時が来たのではないかと思います。私は精製糖メーカーを20年間リードして参りましたが、なかなかこれは理解して頂けない、理解して頂けないけども法律があるという前提の中において、この全体の助成の9割方を消費者なりユーザーにお願いしてきた訳です。我々はもうそれは限度だと思っております。何故かと言いますと、お砂糖が500円位のものだったらですね、1キロ35円程度の課徴金を負担していくことは出来るでしょう、しかし、1キロ180円とかの中において、これを負担していくことは、あるいはこれを赤字の部分を上乗せしてお客様に負担して頂くことは出来なくなっていると、私は思っております。その事をいうと、やはりサトウキビ、砂糖大根を含めた日本の農業政策の中における本当の助成は何か、という事を明確にしていかなければならない時が来たのではないかと思います。この赤字の問題についても長い間整理するのに私の方も大変色々な考え方でやってまいりました。しかしながら、現実には赤字が存在する訳です。これは農林省の責任でもないと思っております。あるいはそういう点でですね、誰に責任があるのだとかいう事になるかと思っておりますが、そうではないと思っております。やはり農業者が一生懸命作らなければならない、作った物を買って取ってもらいたい、これは農家の人の気持ちだと思います。そういう面で農業政策の生産調整の失敗ではないかと、こういう人もいるかもしれません。そうではないと思っております。農家の人は一生懸命生産し、何とか少しでも生産したいと、という事だと思います。そういう中でですね、批判することなく、こういう赤字の問題と、将来の構図をきちんとやはり議論して行かなければならない時が来たということを申し上げておきたいと思っております。そのためには、砂糖というものが、先ほど申し上げましたように、明治18年から現状までどういう役割を果たしてきたのか、また、砂糖の調整制度というのが、どういう機能を果たしてそういう物があつたからこそ、今のビート大根とかさとうきび産業というものが一定のポジションを確保しているのか、これはきちんと総括した上で、正しい道を選択しなければならない時が来たのではないかと、ということを申し上げておきたいと思っております。

最後に、今度の価格については、今申し上げました基本的な問題を踏まえながら建設的に議論し、そしてそういう中でどうあるべきかということに対応して行かなければならないとなりますので、この農林省が提示したものについては賛成でございます。

林部会長：ありがとうございました。前田委員どうぞ。

前田委員：調整金収支のアンバランスという問題。産地側からすると、色々なアプローチがあるんでしょうけれども、ひとつには政策支援の数量、北海道のビートのように上限を設けられる危険性がないのかな、という意見があるんですね。それから交付金単価水準の問題もありますね。テクニク的な問題として、単年度なのか3年なのか、細かいところは別に置いておいて、水準そのものを落とす、これが産地に対してはショッキングな解決方策。色々御意見、御議論があるだろうが、少なくともさとうきびについて言うならば、今燃えているんですよ。現場がね。農家が燃えているんです。これは大事にしていきたい。

調整金収支を改善していくことについては、数量の問題、水準の問題、調整金の単価の問題、負担の在り方の問題、色々あると思うが、私は放っておけない問題だと思う。これ以上累積赤字が膨らまないように、応急処置ではなく、抜本的な対策方向をしっかりとおきながら、対処していくべきものだろうと思います。その場合に、正直申し上げて、国ですね、財政負担を含めて議論していかなければならないと私は思います。かつ、これを農業政策としてやっていくこと、財政負担を求めていくということが国民的合意を得られるのか疑問がありますよね、正直申し上げると。我が国では難しいというか、中々ないんですけれども、地域政策的な視点を織り込んでいかないと国民の理解を得られない問題だと思う。そこまで踏み込まないとなかなか処方箋を書けないんじゃないかな、と思います。

制度が変わる、政策が変わるというのは、現場は本当に困るんですね。農林水産省に対してどうのこうのという気持ちではありませんが、現場で一番困っているのは水田なんですね。転作政策が過去三十数年続いている。その是非を議論する場でないが、要はころころ、ころころ変わって今日に来ている。もう生産者、農家はですね、制度・政策を理解するので精一杯。やっとわかった、と思ったらまた変わるというのが流れなんです。砂糖政策、でん粉政策についても抜本的見直しをしていただいた現在の制度、調整制度並びに品目別経営安定対策の仕組み、ここの基本は堅持する方向で、調整金収支の問題は議論していくべきではないかと思います。それと併せて、調整金のところで考えていかなければならないのは、国境措置というものはこれから大きな問題として出てくるわけですね。重要品目にしなければならぬが、仮に一般品目、重要品目という世界になった場合、関税水準が下がるというのは必至なわけです。そのことは必然的に収支をおかしくするということになる。そこも見極めながら議論していく必要があるということをおもっています。

砂糖及びでん粉の調整基準価格については、特に砂糖については、今後、議論をしていくので、当面はこれで、と言う提案だと思いたしますが、それを前提に、了といたします。

林部会長：ありがとうございました。三浦委員どうぞ。

三浦委員：女子栄養大学の三浦と申します。よろしく申し上げます。食品とか栄養の専門ですので、そういう立場から発言せよと言うことでこの場に呼ばれているのかと理解しております。価格については専門外でみなさんのお話を伺いながら勉強させていただきました。御提案に賛成いたします。久野委員、近藤委員らがお話されているように、生産量が増えて、農家が力を入れているのは大変よろしいことだと思います。一方で、消費量が伸びていない、段々減少してきているというところに大きな問題があると思います。私自身は砂糖という食品は非常に魅力的なものである、というふうに思っています。消費が減少してきた理由はどこにあるのかと色々考えますと、大きな原因はフードファディズム、所謂食べ物信仰ということなのでしょう、日本語としてはぴったりの訳は無いそうなのですが、食べ物が健康や病気に与える影響を過大に評価する、あるいは信じる、こういう風潮ですね、これに国民が惑わされている。その中で砂糖の有害論がずいぶん前から色々言われている。最近もネットで調べると出されておりますが、中身をみると、科学的根拠に基づいた物はほとんどありません。ある断片を見て、ある一面を見て、いかにも科学的な裏付けがあるような雰囲気を出している。そこには必ず嘘があるわけですが、そういったことに国民が惑わされているのではないかと思うわけです。砂糖を食べると糖尿病になる、ということを書いて、人々は不安に陥れられるわけですね。で、砂糖は突然悪者扱いになる。不安情報は不思議なことで、なぜか一般の人に人気がある。マスメディアも上手にそこに乗っているわけです。テレビ、新聞等のマスメディアの取り上げ方にもかなり問題があると思います。テレビの前でしゃべる大学の先生方、私たちを含めて、そういう方々にも注意が必要ではないか。薬事法の関係で、この食材はこういう病気に役に立つよ、という面はものすごく厳しくチェックされてますが、実は悪い面はあまりチェックされていません。砂糖を摂ると太るといわれていますが、これは行き過ぎたダイエットであると思います。最近では、砂糖だけではなく、糖質全般が太るといわれるようになりました。低カロリーとかカロリーオフというものがもてはやされています。砂糖と同じような甘さを持っていて、低カロリーでなおかつ砂糖にはない機能を持った、例えば虫歯を作らないとか、腸内細菌ビフィズス菌の増殖に役立つとか、インスリンの分泌を抑えるとか、血糖値を上昇させない、そういった甘味物質、各種オリゴ糖のようなものが開発されてきたということも砂糖の消費が減った一因だと思います。フードファディズムについては、科学的根拠がないものが多いと思います。糖尿病になるということも、グリセミックインデックス、G I というものが砂糖は100以上だと言っている方々もおりますけれども、海外の文献等によりますと、砂糖はむしろ低いという文献もあります。それはブドウと果糖の結合体で、果糖のところは代謝系が違うのでブドウ糖とは同じようにはいかないと言うことで、G I が低いという話もあるわけです。どうも本当のところは、今よく分かりません。それからG I の定義というものも、まだ学会も出来ていない段階ですので、まだはっきり分かっていない。人によってアメリカはパンを主食にしています。日本は今研究会がありますが、日本は主食がご飯ですので、飯を基準にしております。

そして他の食材はどうか、と言うことなのですが、砂糖というものについては、砂糖そのものをたくさん食べることはありませんね。フードファディズムで一番の問題は、量の問題が全く無視されている、というところに大きな問題があると思いますね。使う量です。ご飯のようにたくさん食べればこれはとんでもないことで、あたりまえのことですが、そういうものではない。砂糖を摂ると太るというのもナンセンスな話で、摂取エネルギーと消費エネルギーのバランスの下で派生して来るわけです。虫歯になるというのも虫歯のメカニズムをしっかりと知っている人であれば、全くおかしな話、ということになります。砂糖が白いというのは、添加物あるいは漂白剤を使っているからだ、これも砂糖の精製のことを知っていれば、そんなことはないはずです。悪い面が目立っているという状況なのですが、実は砂糖は魅力的な食品である。それは脳のエネルギー源である。でん粉を食べるよりも、砂糖を食べた方が吸収が早くて、エネルギーになりやすい。朝食でも例えばコーヒーは飲めるけれど、ご飯は食べられないという方には、ちょっとだけ砂糖を入れると、ぐっと脳の働きに役に立つよ、と言っています。それから近藤委員もおっしゃられたように、疲れたときは甘い物が欲しくなります。甘い物は昔から人々が求めてきて、好んできた物で、今も変わりはありません。久野委員もおっしゃっていましたが、明治から長い間、砂糖は日本人の貴重な調味料でした。人々が集まる場所には甘い物というお菓子が必ずあります。コミュニケーションの場作りには欠かせない。それから、日本人は砂糖と醤油の調味料によりまして、日本の旨味文化を育ててきたと思っています。外国にはない旨味文化です。特有の旨味文化、和食文化といえると思いますが、これは砂糖が作ってきたものである。和食料理に砂糖は欠かせません。日本型食生活の原点に砂糖がある訳ですが、日本人が世界一の長寿国になったというのも、和食を中心とした日本型食生活があったからだと思いますね。砂糖というものは、日本型食生活の調味料として、中心的なところにあるというわけです。砂糖は調味料以外にも、例えば、食品の保存性を高めたり、防腐効果、水分活性を低下して微生物の繁殖を抑えたり、あるいは、保水性といいますか、砂糖は水を抱きかかえる性質が大きいですが、油の酸化防止とか、調理・加工・保存の面でも、重要な働きを持っている食品であることには間違いのないわけです。ということで、こういう砂糖の優れた面を国民に知らせてあげる、「食育」というものが非常に大事になってくると思います。フードファディズムに惑わされないで、正しい知識を持って、優れた砂糖の効果というものを学んでいただく。そして、日本型食生活を十分理解していただくということですね、生活習慣病からも私たちを守ってくれるということで、日本型食生活を推奨していけば、砂糖の消費は同時に増えていくと予想しています。それは日本型食生活の和食文化に砂糖が欠かせないからです。国を挙げて、農水中心となって、砂糖の普及に、国民の食育に力をいれていただきたいと切に願います。

林部会長：それでは、全委員からいただきました御意見、質問もございました。これにお答えいただきたいのですが。

本川生産局長：冒頭、ご説明いたしましたとおり、砂糖調整基準価格については据え置きとさせていただいて、調整金の収支についてご議論させていただきたいと申し上げました。まさにそれに関連して、様々な立場から貴重なご意見をいただいたと思っております。久野委員からは精製糖業界、永井委員からは砂糖の調整金の一部を負担する仕組みとなっている異性化糖業界からの話をいただきました。その調整金を負担いただくことは、結局その負担分は、それぞれの製品で消費者に負担いただくこととなるわけでございまして、そうなりますと、三浦委員のお話のとおり、我々の食生活の中における砂糖の位置付け、その中における国産砂糖の位置付けを、どう考えていくのか、国産砂糖の位置付けを高く見ると言うことで、それなりの負担をしても良いのかどうかにも繋がっていくわけでもございます。

一方で、生産者サイドにおいては、地域を支えるものであり、沖縄におけるさとうきびというのは、私も南北大東島で見させていただきましたが、なかなか南北大東島においてですね、一部でかぼちゃ等を栽培しておられますが、なかなかさとうきびに代わるものを栽培することは、輸送コスト等の問題を考えると台風の常襲地帯という理由だけではなく、そこで人が住んで生活していくために何が必要か、ということを考えると、さとうきびに代わるものが無いというわけです。

先ほど前田委員から制度がコロコロ変わらないようにしないでほしいとご発言がありましたが、我々も農家の方々のためにそれを望んではいません。まさに頂いた論点を集約し、資料を作成し、ご論議いただく準備をして参りたい、と思っております。

ご承知のとおり明後日大きな出来事があり、それを踏まえてどのような、政治の枠組みになるのかについても、大きく議論中では関係してくることでございまして、正直申し上げて、皆さま方のご意見を一つの方向に集約していけるかどうか、現時点でその自信は無いわけでございまして、活発なご議論が頂けるような素材を提供して、複雑な状況をご覧いただいて、こうあるべしとご論議いただける準備をさせていただきます。そういう意味で今回は据え置きということで措置させていただきたいと考えております。

天羽生産流通振興課長：ありがとうございます。沢山のご意見を頂きました。順番は前後いたしますが、今、お答えできるものについてお答えいたします。

甲斐沼委員から、温暖化が進んでいくと、さとうきび、てん菜に限らず、他のものへの転換を考えなければいけないのではないかと、という趣旨のお話がありました。私どもの理解では、さとうきびについては沖縄、鹿児島は国際的に見ても生産の北限に近いと考えておりまして、そういう観点では温暖化はプラスに働くのではないかと、ただし、雨の問題、少雨や台風について見ていかなければいけないと考えております。てん菜につきましては、シミュレーションによると、春の気温が上がるということであれば、てん菜生産についてはプラスに働くと聞いています。ただ、先ほど小笠原委員のコメントにありましたけれども、雨、降水量の問題がどのように働

いてくるのか、雨が多いと今年のようなことにもなりかねないということで、その辺りを見ていくことが必要と考えます。

それから、WTOなり、国際交渉についてコメントを頂きました。現在のところ、WTOには目立った動きがない訳でありますけれども、私どもと致しましては、砂糖を重要品目に位置付けるような交渉をしていかねばならないと考えています。前田委員のコメントにあったとおり、国境措置という観点からは、関税水準、もしくは砂糖の制度からいいますと調整金水準が引下がる方向に働くというのは、報告のとおりでございます。このことは、制度の収支としますと、入りの方が減ると言うことを意味しますので、WTOの妥結という論点についても、中期的なのか長期的なのかわかりませんが、念頭において今後の制度のあり方について考えなければ、と思っております。

有田委員からタピオカについてコメントを頂きましたが、国内産のいも生産への影響、これを慎重に見極めながら考えなければいけない課題だというふうに考えているところです。

近藤委員から、砂糖の在庫の適正水準についてご質問がありましたが、現在、制度的に決まっているわけではございませんけれども、輸入粗糖及び製品で1～1.5ヶ月相当の在庫がある状況でございます。そういうことで、もし輸入に関してトラブルがあった場合も、少なくとも1～1.5ヶ月については対応ができるということでもあります。

また、砂糖の国際的需要ということでございましたが、途上国については需要が増加すると理解しておりまして、ここしばらくの間、世界全体として需要としては増えていく方向に働くと考えております。また、国際相場がこのように上がって参りますと、主たる産地で他の作物、とうもろこしや大豆などがさとうきびへの転換ということも起きて、生産が増えていく方向に働くと考えております。

複数の委員から、さとうきびの生産に対する支援、国内産糖に対する支援への考え方として、地域振興についてどのように考えるか、という点が議論になったと思います。地域振興と絡めすぎるとむしろ消費者の理解が得られないのではないかという見方、逆に、地域振興的な視点からの支援が必要なのではないかという御議論があったと思います。前田委員からのコメントにもありまして、これまで農林水産省の施策で地域振興のみに立って支援、ということは行ってきて以内というのは事実と思いますが、今後の砂糖及びでん粉の将来を考えますと、地域振興の論点についてどのように考えていくか、という点についても整理する必要があると考えております。

永井委員から何点かご意見、ご質問を頂きました。でん粉に関してはでん粉勘定への国庫の支出がないことは事実でございます。異性化糖と砂糖の代替性について、現時点でどのように考えるかというご指摘があったと思います。今日の時点で異性化糖の役割をどういうふうに評価するのか、という論点も併せて考えていかないといけないと思っております。また、そもそも制度設計時に国内産糖について、どういう比率、数量を考えていたのかということについて、整理して教えてほしいというお話がありま

したが、これは私どもも調べた上で、御説明の機会を頂きたいと思っております。

久野委員からは、制度の総括が必要ではないかというお話を頂きましたが、先ほどの局長からの説明にもありましたけれども、総括に足りる整理にすべく、準備をしたいと考えております。

林部会長：ありがとうございました。

皆様から意見を頂き、それに対して本川生産局長、天羽課長からお答え頂いたところでありますが、厳しいご意見もございましたが、生産局長から提示された案については、今後議論を行うということで、賛成する、ということでございました。また、局長からは11月までの間に独立行政法人農畜産業振興機構の累積赤字の解消方策の検討を行うという事をおっしゃっておりますので、これについては、皆様からそこでご意見をお伺いすることとなりますので、本日はご提示頂いた案を委員の皆様がお認め頂いたという事でよろしいでしょうか？

委員一同：(異議なしの声)

林部会長：ありがとうございました。ではここで論議を終了致します。

天羽生産流通振興課長：本日提出された資料は農林水産省ホームページにより直ちに公表されることとなります。また、会議の議事概要につきましては、委員の皆様にご確認いただいた上で発言者の氏名とともに公表することとしたいと思います。

本日は貴重なご意見ありがとうございました。

次回の開催日程等につきましては、改めて各委員の皆様にご連絡申し上げますので、その節はよろしくお願いいたします。

林部会長：それでは、本日の甘味資源部会を閉会させていただきたいと思っております。ありがとうございました。